(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス（CPC八六一＊＊）	(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（CPC八六一一、八六一二、八六一三、八六一九）	(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（CPC八六一＊＊）
SS	SS	SS
(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。 注 社会保険労務士法人とは、日本国の法律による日本国の社会保険労務士法に基づき「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士により、社会保険労務士の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) サービスは、自然人又は「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供しなければならない。
(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。
(3) 社会保険労務士法人が提供しなければならない。	(3) 特許業務法人が提供しなければならない。	(3) 海事代理士法人が提供しなければならない。
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。

(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（CPC八六一＊＊）	(b) 会計、監査及び簿記のサービス（CPC八六二）	
SS	SS	
(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注 土地家屋調査士法人とは、日本国の法律による日本国の土地家屋調査士法に基づき「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士により、土地家屋調査士の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有するものとされる者（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	
(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。	
(3) 土地家屋調査士法人が提供しなければならない。	(3) 認可会計士法人が提供すること又は日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供することが監査法人が提供しなければならない。	
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	